

11月1日

朝7時～夜8時



「行こう！投票」

大阪市廃止・特別区設置住民投票

新型コロナウイルス感染症対策

- 各投票所では、消毒液の設置や記載台の定期的な消毒など、感染予防に努めています。皆さんもご協力をお願いします。
- 期日前投票を積極的にご利用ください。
- 周りの方との距離を保つようにお願いします。
- 投票所では、使い捨てのクリップ付き鉛筆もご用意いたしますが、ご自身で鉛筆またはシャープペンシルを持参し、投票用紙に記入することもできます。
(投票用紙は原材料にプラスチックを使用しているため、ボールペン等はインクをはじくおそれがあります。)
- 咳工チケットの徹底、来場前後や帰宅後の手洗いをお願いします。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事などの予定がある方は、選挙人名簿登録地の区役所等で期日前投票ができます。なお出張等の都合により選挙人名簿登録地の区役所等での期日前投票ができない方は滞在先の市区町村選挙管理委員会で、不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所されている方はその施設で、それぞれ不在者投票ができます。また身体に一定の重度の障がい等のある方は、郵便等による不在者投票ができますので、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けてください。

期日前投票・不在者投票期間…10月13日(火)～10月25日(日) 毎日8:30～20:00
10月26日(月)～10月31日(土) 每日8:30～21:00【時間延長】

※区役所以外の期日前投票所では期間や時間帯が異なる場合があります。

点字投票・代理投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。

詳しくは、大阪市選挙管理委員会のホームページ等でご確認ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/>

大阪市選挙管理委員会

検索



大阪市を廃止し特別区を設置することについての住民投票

投票日：11月1日(日)

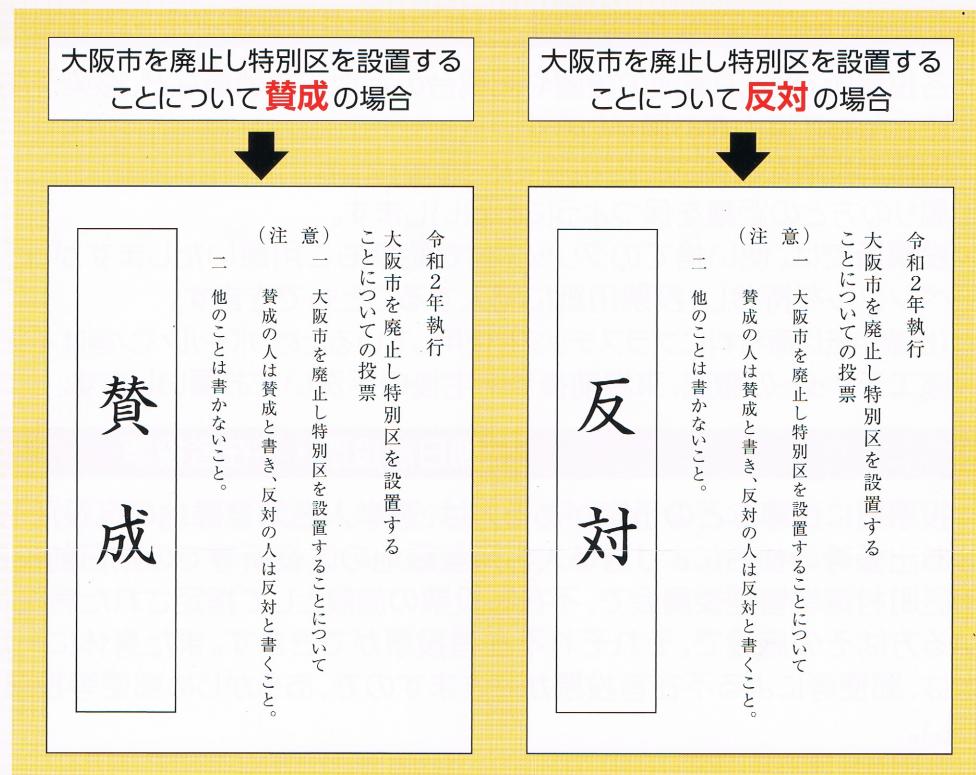
投票時間：朝7時～夜8時

投票できる人

- 当該区の住民基本台帳に記載されている日本国民の方で
＊平成14年9月2日までに生まれた方で、令和2年6月1日までに大阪市に転入し、その届け出をされた方
- すでに大阪市内の選挙人名簿に登録されている方が市内間で住所を異動された場合
＊令和2年9月23日までに転入届け出をされた方は新住所地で それぞれ投票できます。
＊令和2年9月24日以降に転入届け出をされた方は旧住所地で

投票の方法

- 大阪市を廃止し特別区を設置することについて賛成の場合は「賛成」と記入してください。
- 大阪市を廃止し特別区を設置することについて反対の場合は「反対」と記入してください。
- 「賛成」「反対」は「ひらがな」または「カタカナ」で記入しても有効です。
- 他のことを記入すると無効になります。



賛否の決定

今回の住民投票は、法律の規定に基づいて行うもので、投票者数や投票率に関わらず成立します。

賛成が有効投票※の半数を超える

反対が有効投票※の半数以上



大阪市は廃止され、4つの特別区が設置されます。



特別区は設置されず、大阪市が存続します。

※有効投票：賛成票と反対票の合計

協定書の閲覧

特別区設置協定書は、次の場所で平日の午前9時から午後5時30分までの間、閲覧ができます。

- ・行政委員会事務局選挙部事務室(大阪市役所4階)
- ・各区選挙管理委員会(具体的な場所は各区にお問い合わせください。)

※また、投票日前日までは期日前投票所、投票日当日は各投票所でも閲覧できます。